

[明石市労働組合連合会への回答]

会計年度任用職員の処遇改善を求める要請について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答します。

- 1 国の非常勤職員との均衡を踏まえ、すべての会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるよう、地方自治法の改正を国に要求すること。
- 2 会計年度任用職員の給与・報酬に関して、地方公務員法第24条の職務給の原則を踏まえ、常勤職員との均衡を図ること。
- 3 行政サービスの質の確保のため、会計年度任用職員の雇用安定を図ること。
- 4 会計年度任用職員に係る財源の確保については、自治体責任において確保するとともに、国に対しても必要な措置を要求すること。
- 5 さらなる制度改善に向け、職員団体・労働組合との交渉・協議を積極的に進め、合意を前提とすること。

会計年度任用職員の勤務条件は、採用事由、期間、形態及び業務内容等から定めているところです。

このうち、雇用期限については、公募試験を経て、継続した雇用ができるよう改善を図ってきたところです。

また、給与等については、一般職員の給与改定等を基準にして改定するとともに、制度導入にあたり、フルタイム勤務の職員について、新たに退職手当を支給するなど、必要な処遇改善を行ったところです。

加えて、現在、臨時保育士等について、国の経済対策に係る補助事業の取扱いのとおり、給与の引上げを実施しているところです。

今後も、運用状況の検証や国の動向、近隣他都市との均衡等を踏まえ、必要な見直しを行うとともに、協議すべき事項は、協議していく考えです。